

備蓄米の無償交付制度に係る手続きについて

学校等給食用

学習教材用

試食会用

令和3年1月

農林水産省政策統括官付穀物課

目 次

1 備蓄米の無償交付制度について	1
手続き①(交付申請)	2
手続き②(交付決定～受取)	3
手続き③(使用報告)	4
よくあるご質問	5
2 問い合わせ先	6

1 備蓄米の無償交付制度について

農林水産省は、将来の米消費の主役である児童・生徒に対して、食農教育の一環として「政府備蓄米の役割」に加え「ごはん食の重要性」などの理解促進を図る目的で、平成10年度より学校給食で使用する米の一部について政府備蓄米から無償で交付しております。

交付対象は、①学校等給食用、②学習教材用(調理実習等用)、③試食会用があります。備蓄米の無償交付制度の利用を希望する学校等(受益者)は、都道府県、市区町村、学校給食会など、国への申請手続きを行う団体等(申請者)に御相談下さい。

無償交付制度を利用する学校等と申請手続きを行う団体等

無償交付制度を利用する学校等 (受益者)	申請手続きを行う団体等 (交付申請者)
公立の小中学校、夜間学校、特別支援学校、幼稚園	都道府県、市区町村、都道府県学校給食会
私立の小中学校、幼稚園	学校法人等、都道府県学校給食会
国立の小中学校、幼稚園	国立大学法人、都道府県学校給食会
児童福祉法第39条第1項に規定する保育所(いわゆる認可保育園)	市区町村
児童福祉法第59条の2第1項に掲げられる事項を届け出た施設(いわゆる無認可保育園)	都道府県、指定都市、中核都市及び都道府県の特例を受けている市町村

用途別の要件等

	利用できる用途	条件等
① 学校等給食用	小中学校や幼稚園等での給食(米飯給食や米粉パン給食)	米飯給食の実施回数を前年度より増加させること
② 学習教材用(調理実習等用)	学習活動において、米飯に対する理解増進を目的に行う調理実習、野外活動等	—
③ 試食会用	学校等での幼児・児童・生徒・保護者等を対象に、米飯給食の推進を目的に行う試食会	—

手続き①(交付申請)

交付申請の手続き

1 無償交付制度の利用相談

制度を利用したい受益者（小中学校、幼稚園、保育園等）は、交付申請者（地方自治体、学校法人等）に対して、①学校等給食用、②学習教材用（調理実習等）、③試食会用毎に相談願います。

※受益者毎の相談先はP 1の左図で確認下さい。

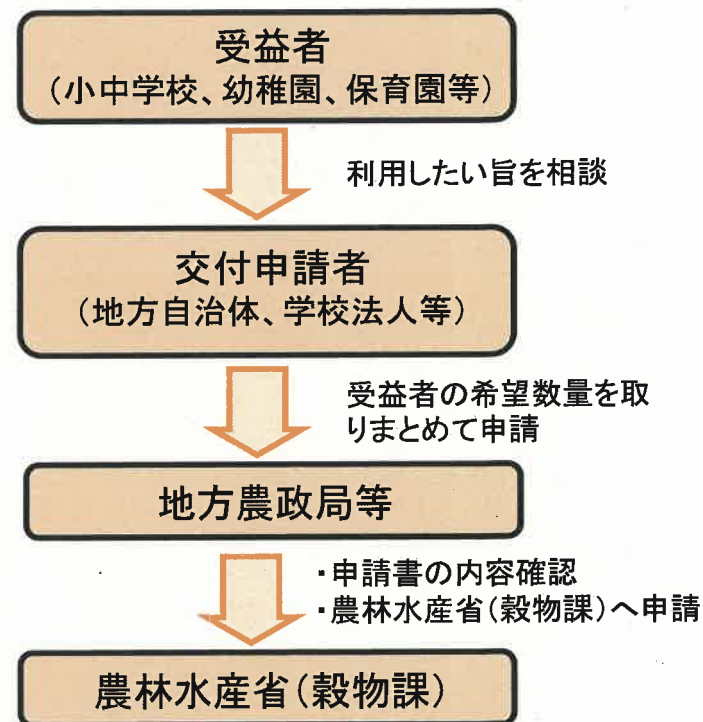
※お米を受け取るまでの手続きが必要ですので余裕を持って早目に御相談下さい。

2 交付申請書の提出

受益者からの希望数量等を取りまとめた交付申請者は、地方農政局長等に「交付申請書」を提出願います。

「交付申請書」の添付資料として、①使用計画、②用途及び申請数の内訳、③備蓄制度等への理解促進を図るための具体的な手法を記載したものを作成。

※交付の手続きには、一定の期間が必要となるため、お米を受け取りたい日の3ヶ月前の月末までに交付申請を提出して下さい。



備蓄制度等への理解促進を図るための具体的な手法(一例)

用途	具体的な手法
学校等給食用	献立表や給食だより等を用いて、「政府備蓄米の役割」と「ごはん食や米飯給食の重要性」を説明。
学習教材用(調理実習等用)	調理実習や野外活動の場で、「政府備蓄米の役割」と「ごはん食の特徴」を説明。
試食会用	試食会のチラシ等を用いて、「米の備蓄制度」と「米飯給食の現状や新たなメニュー」を説明。

手続き②(交付決定～受取)

米穀の受取までの手続き

1 交付決定の通知

農林水産省において「交付申請書」の内容確認後、交付決定の手続きが行われ、農林水産省から地方農政局等を通じて、交付申請者に「交付決定書」が通知されます。

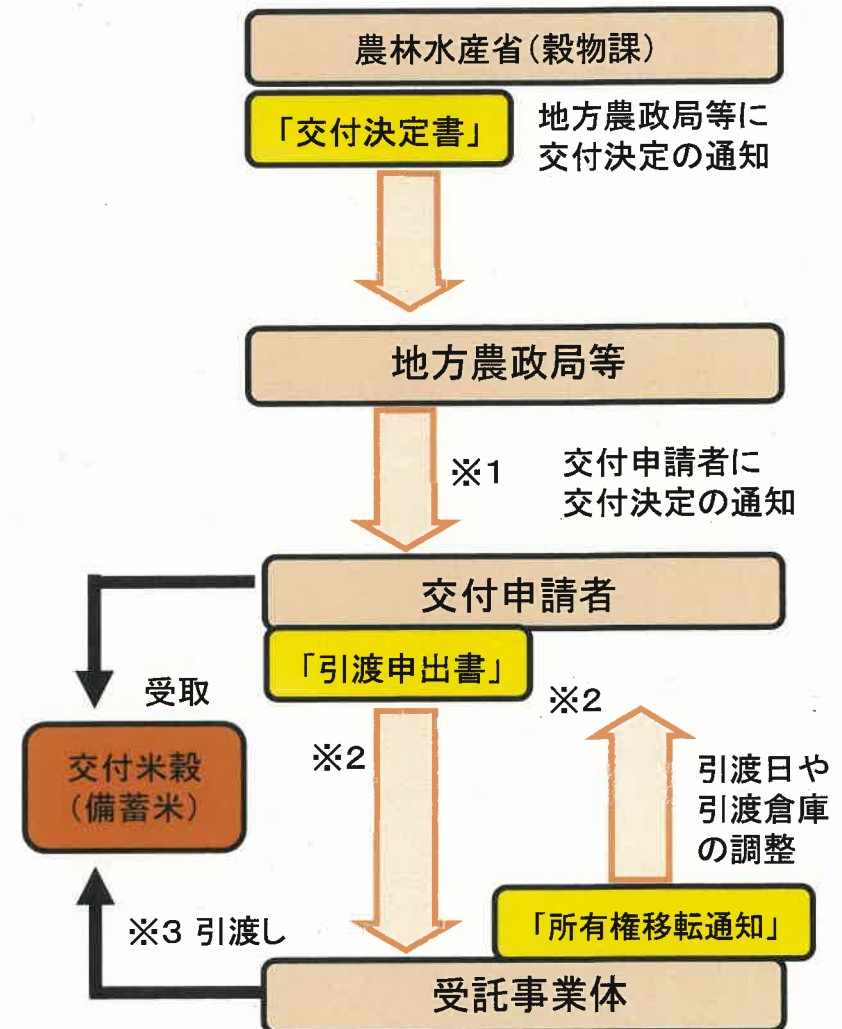
2 引き渡しの申込及び所有権移転の通知

1の通知を受けた交付申請者は、「引渡申出書」に引渡希望日等を記入の上、「交付決定書」に記載されている受託事業者（備蓄米を管理する民間事業者）に提出して下さい。

受託事業者が交付申請者に対して、「備蓄米の所有権が交付決定者に移転する旨を記載した書面（所有権移転通知書）」を通知します。

3 米穀の受取

交付申請者は、引渡日当日に指定の倉庫に出向き、保管業者に「所有権移転通知書」を示し、交付米穀を受け取って下さい。なお、引き渡しに要する出庫料や保管料は交付申請者の負担になります。



手続き③(使用報告)

使用報告の手続き

1 備蓄米の利用の取組み

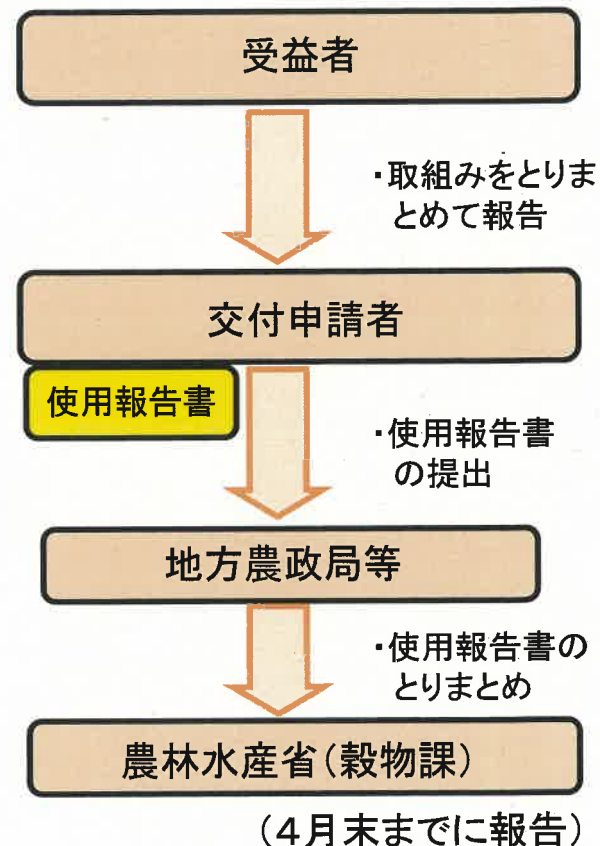
- ① 受益者は、備蓄米を使用した場合、いつどのくらいの量を使用したのか等を記録して下さい。
- ② 調理実習や試食会で利用した場合、当日の状況や、備蓄制度等への理解促進を図るための取組みについて、写真等を用いて作成して下さい。

2 使用報告書の報告

交付申請者は、受益者の取組を確認の上、「使用報告書」を取りまとめ、4月中旬までに地方農政局等に報告して下さい。

「使用報告書」には、1の①、②の書類を添付して下さい。

当初の計画と比べて米穀が余った場合、受益者は、交付申請者に相談するとともに、交付申請者は地方農政局等へ連絡して下さい。



よくあるご質問

Q 1、申請すれば、すぐにもらえるの？

A 1、交付の手続きには、一定の期間が必要となるため、2～3ヶ月程度かかります。

各学校の年間スケジュール等に基づき計画的に申請しましょう。

(お米を受け取りたい日の3ヶ月前の月末までには交付申請を提出して下さい。)

Q 2、政府備蓄米って、何年も前の古いお米なんですか？

A 2、交付する政府備蓄米は、基本的に直近年産としています。

Q 3、自(都道府)県産の米が欲しいのですが？

A 3、交付する備蓄米は、原則として自(都道府)県産のものとする予定ですが、数量がないなどの理由で隣県産のものとなる場合があります。

Q 4、精米でもらえるの？

A 4、備蓄米は玄米で保管されており、玄米のまま申請者に引き渡します。

精米等の加工処理は、交付を受けた者や精米事業者に依頼する等により行って下さい。

Q 5、お米の数量はいくらでもらえるの？

A 5、交付する際の引き渡しは30キロ単位の紙袋ですので、30キロの倍数での交付数量の申請をお願いしております。

Q 6、過去に実績がある学校でも調理実習や試食会用として申請はできますか？

A 6、過去に実績がある学校等においても、調理実習や試食会用として交付の対象とすることが出来ます。

2 問い合わせ先

御不明な点などございましたら、以下の担当部署にお気軽に御連絡下さい。

都道府県区分	担当部署	電話番号(直)
全国	農林水産省 政策統括官付 穀物課	03-3502-7950
北海道	北海道農政事務所 生産経営産業部 業務管理課	011-330-8808
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北農政局 生産部 生産振興課	022-221-6169
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	関東農政局 生産部 生産振興課	048-740-0406
新潟県、富山県、石川県、福井県	北陸農政局 生産部 生産振興課	076-232-4302
岐阜県、愛知県、三重県	東海農政局 生産部 生産振興課	052-223-4623
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿農政局 生産部 生産振興課	075-414-9021
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	中国四国農政局 生産部 生産振興課	086-224-9411
福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	九州農政局 生産部 生産振興課	096-300-6214
沖縄県	沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課	098-866-1653